

# 入札説明書

令和6年度島根県政県民意識調査業務の委託に関する一般競争入札については、次のとおりとする。

## 1 委託内容

- (1) 業務名 令和6年度島根県政県民意識調査業務
- (2) 業務内容 満18歳以上の島根県民4,500人を対象とした郵送法による意識調査
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年9月30日まで  
ただし、集計結果は7月上旬、分析結果（会議資料用）は7月下旬に提出。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(7)までのすべての項目に該当することが必要である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (6) 島根県内に本店があること。
- (7) 過去5か年（令和元年度から令和5年度まで）において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）及び地方公共団体と下記種類及び規模と同程度以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。
  - ①個人を対象にした郵送法による意識調査
  - ②1契約において、島根県内の全市町村を対象とした住民基本台帳あるいは選挙人名簿から、層化無作為抽出法による2,000サンプル以上の抽出
  - ③統計的解析手法を用いたデータ分析を伴う意識調査
  - ④カイ二乗検定による有意性の検定を伴うアンケート調査の分析

## 3 入札参加資格確認に係る提出書類

### (1) 入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ①誓約書
- ②委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）
- ③履行実績を証明する書類として契約書等の写し
- ④島根県税納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）
- ⑤税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）
- ⑥県内に本店を有することを確認できる書類（建設コンサルタント登録を受けている場合は、その登録番号の確認できる資料で可）

### (2) 申請書提出方法

- ①申請書、添付書類の提出部数は、1部とする。
- ②提出期限までに郵送又は持参とする。
- ③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された書類は、返却しない。
- ⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 申請書及び添付書類の提出期限及び場所

提出期限：令和6年4月8日（月）午後5時15分まで

提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局政策企画監室政策スタッフ

電話0852-22-5959 FAX0852-22-6034

#### 4 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の入札保証金を入札書提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金の取扱いについて」を参照）
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項により、現金のほか、国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項により、落札した者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- (4) 入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。
- (5) その他、別添「入札保証金の取扱いについて」を参照すること。

#### 5 入札、開札の方法等

(1) 日時

令和6年4月12日（金）午後1時30分

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 602会議室

(3) 入札方法等

- ①郵便及び電報による入札は認めない。
- ②ファクシミリ及び電話による入札は認めない。
- ③入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。
- ④入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。
- ⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑥入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- ⑦入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。
- ⑧入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

(4) 開札の方法

- ①開札は、入札者又はその代理人及び政策企画局政策企画監室職員を立ち合わせて行う。
- ②開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。

(5) 再度入札

- ①再度入札は、2回まで行うこととする。（合計3回）
- ②入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。
- ③入札参加者が1人となったときは、入札を行わない。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あったときは、くじ引きより落札者を決定する。

なお、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項

第8号の規定により最低価格入札者と随意契約を行うものとする。ただし、その場合でも、予定価格は変更しない。

(7) 入札の無効

島根県会計規則第63条の各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(8) 入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札の取りやめ、又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

## 6 契約

(1) 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

(2) 前払金・部分払なし

(3) 契約書の作成

①落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により、7日以内に契約を締結するものとする。

②地方自治法第234条第5項の規定により知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する者については、免除する。

## 7 質問等

質問は、書面により令和6年4月5日（金）正午までに提出（郵送・ファクシミリ可）するものとする。

回答については、随時行う。

なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局 政策企画監室 政策スタッフ

電話0852-22-5959 FAX0852-22-6034

## 8 入札説明書添付資料

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 誓約書

(3) 入札書

(4) 委任状

(5) 入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票

(6) 入札書に関する注意事項

(7) 入札保証金の取扱いについて

(8) 契約書（案）

(9) 仕様書